

令和2年度 第2回

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

議事録 要約

日時 令和3年2月10日(水)
午後1時30分～午後3時30分
場所 佐久市役所 保健センター

- 1 開 会 (進行：事務局)
- 2 あいさつ
- 3 会議事項 (進行：会長、説明：事務局)
 - (1) 令和2年度 佐久市人権同和問題に関する市民意識調査報告書について
 - (2) 令和2年度 同和地区生活実態調査報告書について
 - (3) 「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正について
- 4 その他

「犯罪被害者等支援条例」について
- 5 閉会 (進行：事務局)

3 会議事項

(1) 令和2年度 佐久市人権同和問題に関する市民意識調査報告書について

事務局

(「令和2年度 佐久市人権問題に関する市民意識調査報告書」により説明)

【質疑、意見】

「障がいのある人の人権について」

委員

問2「関心のある人権問題」の設問では、「新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害」に次いで「障がいのある人の人権」への関心が高く、前回調査同様の傾向が見える。

障がい者には、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の3種類に大きく分けられるが、その中でも種類が非常に多く、程度も人それぞれが違う。

こうしたことを理解して、今回の意識調査で高い関心を集めた「障がいのある人の人権」問題についても、きめ細やかな対応をお願いしたい。

事務局

今回の意識調査の結果を基に、来年度「第4次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定してまいります。その中に、そうしたきめ細やかな対応についても反映できるよう、委員のみなさまにご審議願います。

「調査の分析について」

委員

前回までの意識調査の結果と比較し、今回の意識調査の結果をどのように分析するのかということが重要だと考えるが、誰がどのように分析を行うのか。

前回からクロス集計も行っているが、集計結果から科学的な分析が出来るのか。

また、分析して得られた結果をどのように施策につなげていくのか。

事務局

今回の2つの調査は業者委託し、集計・分析してもらった中で、わかりやすさを重視してまとめさせていただきました。

全体の集計結果をデータとしてもらっており、ここに掲載している以外のクロス集計による比較も可能ですので、そうしたデータも活用しながら分析してまいります。

また、分析して得られた結果から、それぞれの課題にどのように対応していくのかということに関しましては、「第4次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の策定の中で委員の皆様にご審議いただき、対応を計画に織り込んでいき、解消を図っていければと考えております。

(2) 令和2年度 同和地区生活実態調査報告書について

事務局

(「令和2年度 同和地区生活実態調査報告書」により説明)

【質疑、意見】

「調査の分析・考察について」

委員

こちらの調査についても集計結果の分析、それから数字の裏に見えてくるものの考察が重要である。これについては同和地区の背景にあるものや歴史を熟知している運動団体による分析・考察を行って、それを反映したものとしてもらいたい。

事務局

「同和地区実態調査」の報告書につきましては、今委員さんからお話をいただきましたとおり、運動団体の皆様に分析・考察をお願い致します。

後日、その結果を反映させたものを送付させていただき、委員の皆様に改めてご意見をお伺いいたします。

(3) 「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正について

事務局

(説明の概要)

ア 人権擁護に関する条例の改正等の全国的な状況について

平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の人権3法が施行されて以降、各地の自治体で条例制定や改正を行う動きが見られる。

- ・都道府県では約10.6% (47都道府県のうち5都県) が改正等を実施。
- ・市町村では約4.5% (1,741市町村のうち78市町村) が改正等を実施。 ※令和2年3月31日時点

イ 条例改正の内容について

資料1 (「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」と、木島平村、野沢温泉村の人権擁護関係の条例 ※県内で条例改正を実施した2村) により説明。

県内で条例改正をした2村を見ると、①第1条の(目的)のところに部落差別解消法等の新法を理念として加えるとともに、人権3法に共通して謳われている②「相談支援体制に関する条文」や、③「教育・啓発に関する条文」を加える3点の改正を行っている。

「部落差別解消に特化した条例」等を新たに制定する自治体等も一部あるが、全体では、この3点についての改正を行っている自治体が多い。

本日は、条例改正をするかどうかの方向性についてご意見をお伺いしたいと考えております。

【質疑、意見】

(賛成意見)

委員

現在の条例は、平成 17 年の合併時に制定されてから 15 年以上が経過しているものである。

その間、人権 3 法が施行されるなど社会情勢の変化もあった。これらの法律の内容を反映させた条例改正を行い、施策を展開していくべきだと考える。

委員

同じく、現在の条例は合併時に制定されたものであり、その後人権 3 法が施行されるなどの社会情勢の変化が反映されていないと考えている。

国の方で新しい法律が制定されたので、現行の条例では「日本国憲法と世界人権宣言の趣旨を基本理念とし」とあるが、基本理念にも新法を明記し、内容にも反映させていくような方向で条例改正をしていくべきであると考えている。

(反対意見)

なし

(会長)

他に意見ございますか。無いようでしたら、条例は改正の方向で進めていくということによろしいでしょうか。

(全会一致で、条例改正の方向で進めていくこととなった。)

4 その他

報告事項 「犯罪被害者等支援条例」について

事務局

資料 2 (令和 2 年 12 月 2 日付信濃毎日新聞記事) のとおり、佐久市に「犯罪被害者等支援条例」の制定を求める要望書が提出されました。

県内の状況といたしましては、昨年 5 月に埴科郡坂城町で発生した殺人事件を受けて、町が昨年 9 月に犯罪被害者等支援条例を長野県内で初めて制定しています。

【質疑、意見】

委員

市はこの条例を制定することを決めたということか。

あるいは、この条例を制定するかしないかを審議会で諮っていくということか。

事務局

条例制定することを決めたわけではございません。

ただ、当審議会は「部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権擁護に関する重要事項を調査審議する機関」でございまして、今後、条例制定の話になりました時には、委員の皆様にご審議いただくようになるということで、ご報告させていただきました。

委員

あらゆる差別や人権の問題ということだが、例えば犯罪被害者だけでなく、刑を終えて出所した人に対する支援体制など、そういったものも含めて議論していくということか。

事務局

現在、こちらの要望書を提出された方も所属している、犯罪被害者等支援の運動団体から「市長との懇談の場を持ちたい」との希望をいただいております。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策もあり、日程調整まで詰められておりません。今後の状況を見て、まずは懇談会を実施して当事者の方や団体の皆様のお話をお伺いしてから、市としての考えを定め、進めてまいります。

まだ始まったところですので、今回は報告事項という形で、お知らせだけさせていただきました。

事務局からは以上でございますが、委員の皆様からはなにかございますか。

(特になし)

5 閉 会